

## 日本製紙グループ

### ソーシャルメディア利用規則

ソーシャルメディアを利用して発信した情報は、全世界で急速に拡散する可能性があり、かつ、完全に削除することが極めて困難である。このようなソーシャルメディアの特性や社会に対する影響についての理解を促し、日本製紙グループ行動憲章および日本製紙グループ各社の行動規範における情報管理の実効性を確保するために本規則を制定する。

#### (目的)

第1条 本規則は、日本製紙グループ各社の従業員等が、個人の自己表現の一環としてソーシャルメディアを利用する場合に、遵守すべき事項を定め、自らの情報発信について自覚と責任を持つことを目的とする。

#### (定義)

第2条 本規則における用語の定義は、次の通り定める。

- ① 「ソーシャルメディア」とは、オンライン上で多数の人々や組織が情報を発信・交換する仕組みをいい、代表的なものとして、通販サイトのカスタマーレビューや2ちゃんねる、YouTube或いはSkype、フェイスブック、ミクシィ、Twitter、LINE等がある。
- ② 「日本製紙」とは、日本製紙株式会社をいう。
- ③ 「本規則適用子会社」とは、別紙に掲げる日本製紙の連結子会社をいう。
- ④ 「日本製紙グループ各社」とは、日本製紙および本規則適用子会社のそれぞれの会社をいう。
- ⑤ 「従業員等」とは、日本製紙グループ各社の役員、従業員（嘱託社員、契約社員、派遣社員、パート、アルバイトを含む）をいう。

#### (適用対象)

第3条 本規則は日本製紙グループ各社の従業員等に適用される。

#### (遵守事項)

第4条 ソーシャルメディアを利用して行う情報発信においては、次に掲げる事項を遵守する。

- ① 法令に違反しない。また、第三者の権利を侵害しない。
- ② 日本製紙グループ行動憲章、日本製紙グループ各社の行動規範、および就業規則等の社内規則・規定（ガイドライン・マニュアル等も含む）に従う。
- ③ 個人情報やプライバシーに関する情報、守秘義務のある情報、企業機密情報などの業務上知り得た情報を発信しない。
- ④ 情報発信する場合は、個人としてのものであることを明確にする。
- ⑤ 上記①～④に関わらず、公序良俗に反する情報発信を行わない。

## 附 則

- 第1項 日本製紙グループ各社は、それぞれが定める規則承認の手続きを経て本規則を適用する。
- 第2項 本規則および別紙の改廃は、日本製紙CSR本部長またはその委任を受けた者が行う。
- 第3項 日本製紙において本規則および別紙を改廃した場合、日本製紙グループ各社においても改廃後の本規則および別紙が適用される。
- 第4項 本規則に定めがない事項については、必要に応じて、日本製紙グループ各社はそれぞれ協議し、別に細則、内規および要領等を定めることができる。なお、細則、内規および要領等を定めた場合は、速やかにその事実と内容について日本製紙CSR部に連絡する。
- 第5項 本規則に明らかに違反している場合は、日本製紙グループ各社は当該の従業員等に対し、それぞれの就業規則等に従って処分を科すことができる。
- 第6項 本規則は平成30年4月1日から施行する。

平成30年4月1日制定